



中央大学法学部寄附講座
『福祉と雇用のまちづくり』

第 6 回

共助の役割と共済制度

2017年5月31日

全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）常務執行役員

稲村 浩史 氏

全労済は、営利を目的としない共済事業を行う生活協同組合（生協）です。「一人は万人のために、万人は一人のために」という言葉に象徴される人と人との協同を原点として、組合員の生活を守ることを役割としています。全労済は、今年60周年を迎えますが、50周年を迎えたときに、原点に立ち返ろうということで、理念・信条を改めて制定しました。最上位の概念である理念「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」の実現のため、役職員の行動規範である3つの信条「組合員の全労済」、「正直な全労済」、「努力の全労済」をベースにして、すべての活動を行っています。共済は、「相互に助け合い、力を合わせてことをなすこと」というのが国語辞典の内容です。もう少しかみ砕きますと、生活を脅かすさまざまな危険、死亡や入院、住宅災害や交通事故などに対して、組合員にあらかじめ一定の掛金を拠出していただき、協同の財産を準備して、不測の事態が起きたときに共済金を支払うということです。保険に似ていると思うかもしれませんが、これが共済、相互扶助の仕組みです。共済事業は、生命（死亡・医療など）、損害（火災・地震・自動車など）の両分野から、さまざまな賠償に至るまで、組合員・生活者の生活全般に関わる事業を展開しています。保険会社は生命と損害を1社ではできません。子会社を通じて行うのですが、協同組合は両方できるというのが特徴です。

ここで賀川豊彦について触れたいと思います。賀川豊彦は、大正・昭和のキリスト教社会運動家で、戦前の日本における労働運動、農民運動、生協の創出など、社会改良に尽力し、私たちの中では協同組合の父とか生協の父と言われております。最近になって明らかになったのですが、ノーベル文学賞と平和賞の候補者になっていたというくらい世界的には有名な方です。1954年に賀川豊彦が協同組合の中心思想ということで7ヶ条を書いています。「利益共楽」、「人格経済」、「資本協同」、「非搾取」、「権力分散」、「超政党」、「教育中心」。これは協同組合の精神ということで今でも通用する7ヶ条だと思います。

次に賀川豊彦をスタートとする日本の協同組合の共済についてです。日本の協同組合共済の中で最も大きいのはJA共済で、全労済の約10倍の規模があります。2015年度の数字ですが、協同組合共済全体で組合員数7,782万人（重複あり）、受入共済掛金8兆2,574億円、支払共済金4兆4,123億円となっており、日本における経済的な地位も、役割も、責任もそれなりのものになっていると思います。

次に歴史についてです。1884年、産業革命が勃興していたイギリスのロッチデールという地で、生活困窮や資本家による搾取などから暮らしを守るう

ということで、28人のフランネルという織物の技能集団がつくったロッチデール公正先駆者組合が協同組合の始まりと言われています。1人1票、購買高に応じた剰余金の分配、教育の促進を原則（ロッチデール原則）としていました。賀川豊彦による協同組合の中心思想の「教育中心」はここからきています。1995年のICA（国際協同組合同盟）総会において、協同組合の7原則が採択されました。「自発的で開かれた組合員制」、「組合員による民主的管理」、「組合員の経済的参加」、「自治と自立」、「教育・訓練および広報」、「協同組合間協同」、そして第7原則として「コミュニティへの関与」が付け加えられました。日本の生協法に次が規定されています。生協は人と人との結合であること、組合員の議決権及び選挙権は出資の口数にかかわらず平等であること。これは株を過半数持っていれば1人の人による支配が可能である株式会社との基本的な違いだろーと思ひます。それから、最大奉仕の原則。組合員及び会員に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはない。いわゆる非営利の事業ということが、生協の大きな特徴だと思ひます。国連においては、2012年を「国際協同組合年」と定め、2016年11月30日に「協同組合において共通の利益を形にするという思想と実践」をユネスコの無形文化遺産への登録を決定しました。19世紀に英国やドイツなどで生まれた協同組合の思想と実践が全世界に広がって、今では100ヶ国以上、10億人の組合員がいます。

では、全労済や協同組合による社会への役立ちについてです。最初に被災者生活再建支援法の制定の経過について触れたいと思ひます。これは日本で唯一、自然災害の被災者の私有財産に対して国家が支援をするという法律です。1995年の阪神・淡路大震災では、死者・行方不明者は6,400人にのぼりました。その当時、全労済には、まだ十分な助け合いの制度がなく、185億円の共済金と見舞金をお支払いするにとどまりました。阪神・淡路大震災を教訓に、地震などの自然災害に対して、国民的な保障制度の実現が必要だという機運が高まり、1996年に、兵庫県、労働組合のナショナルセンターである連合、そして生協のナショナルセンターである日本生協連、全労済や全労済協会といった全労済グループ、この4つの団体が中心となって、自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議、都道府県会議が発足しました。その結果、日本の個人署名史上最大だと言われる2,482万8,964筆の署名を集めて、1997年2月20日に内閣総理大臣に提出し、極めて早いスピードで5月15日に被災者生活再建支援法が成立し、1998年に施行されました。生活再建支援金は、当初は最高100万円でしたが、100万円ではとても足りないということで、何度か運動を積み重ね、現在では最高300万円（基

礎支援金 100 万円、加算支援金 200 万円) となっています。これは税金から支払われるので公助の内容になります。全労済でも独自に政府の地震保険に見合う自然災害共済を 2000 年から開始しています。共済事業の実践ですが、2011 年の東日本大震災では 35 万 1,000 件、1,276 億円、2016 年の熊本・大分の地震では 2 万 5,627 件、135 億円、糸魚川での大規模な火災では 37 件、7 億 3,0000 万円の共済金を支払うことができました。

最後に、自助・共助・公助の役割についてです。まず、税や社会保険料からなる社会保障。国民皆保険、皆年金といった公助が基本だと思います。一方で自助は、自分の力だけで成し遂げるということで、私的な備え、預貯金。公助と自助の間の共助。企業、労働組合、協同組合のような助け合いの制度の役割が、これから大きくなっていくのではないかと思います。それぞれの背景をみていきますと、公助は、少子高齢化、人口減少の中で、社会保障関係費が増加していくが、消費税はなかなか上げられず、状況は少し厳しいと思います。自助は、有効求人倍率がバブル期を超えたとされていますが、実際には給与所得者の 4 人に 1 人が年収 200 万円以下、2 人以上世帯のうち貯蓄現在高が 100 万円未満の世帯が 11% ですから、雇用は回復しつつも、非正規の方たちが働く人の 4 割を占めるような状況では、なかなか厳しいと思います。そんな中で、共助の役割としては、私どもの運動を通じて被災者生活再建支援法が成立したように、少しでも公助が厚くなるような運動をしていくということが 1 つ。自助・共助の分野では、私どもの制度を広く知っていただき、いざ困ったときに共済金が支払われることが組合員のためになると確信しております。「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」という理念の実現のために一層邁進していきたいと思っています。

【一問一答】 稲：稲村氏 宮：中央大学法学部教授 宮本 太郎氏

(宮) 協同組合は、非営利組織、出資額によらず1人1票とのことですが、働き方について、株式会社などとはどのような違いがあるのでしょうか。

(稲) 組合員との近さ、組合員の声をできるだけ聞いて、そのことを事業の運営に生かすということをしています。例えば、総会において活動計画や運動方針を議論するのですが、その前段階として、職員が各所の組合員の集会に参加し、全国何万人という組合員の意見を集約することで、最終的に活動方針などが決まっていくという、大変エネルギーを使う運営をしております。これが生協のよさであり、生協として強みを発揮できる場所だと思っています。

(宮) 公助あるいは自助と関連させて考えたときに、共助の固有の領域、役割はどのようなものなのでしょうか。

(稲) 公助の原資は税金、社会保険料ですので、公助は、やはり国民に対して等しい、基本的なものになるだろうと思います。共助の領域は、そのプラスアルファとして、通常的生活をしていく上では欠かせない機能なのだろうと考えているところです。